

二 二 十 方 面 委 員 事 業

① はじめに

方面委員事業については前号でも触れたので、ここではその理念等についてはあまり触れず今官(町)方面を中心とする具体的な活動について検討を加えたい。方面委員事業は一九一八(大正七)年一二月に発足し戦後の一時期まで存続したが、釜ヶ崎にあっては発足の翌年一月にその設置対象地域が大阪市の接統町村にも拡大されるのに伴って設けられたものである。同時期に方面委員が設置されたのは西成郡では豊崎町(本庄、長柄)、鷺洲町第一、第二、中津町、伝法町であり、東成郡では釜ヶ崎の隣接地域である天王寺村、その他に鶴橋町第一、第二、鯉江町であった。市内にも新規の設置地域があり、総計一九ヶ所に設置されたことになる。

今官町方面は一九二五(大正一四)年の大阪市の第二次市域拡張により今官町が西成区として市域に編入されるのに伴い今官方面となるが、一九三〇(昭和五)年になって第一と第二に分割されることになる。この時期にはほぼ大阪市内全域に方面委員が設置されることになり、その数も急増する。ここではとりあえず、今官町方面の

時期(一九一九―一九二九年)の活動をその検討対象とする。

周知のように一九一八年八月の「米騒動」は第一次大戦による物価騰貴、米の思惑買入等に対する大衆的な決起であったが、その後のいわゆる「都市社会事業」の展開を必然化ならしめた一大結節点でもあった。もちろん都市問題の成熟・貧困の大量の蓄積は従来の感化救済事業では対応し得べくもなく、「米騒動」の直前から公設市場(一九一八年四月)、自彊館による簡易食堂(同年六月)の設置が見られたが、それが本格化するのには「米騒動」以降のことである。

「都市社会事業」と感化救済事業の時期までの「社会福祉」との違いはいくつも指摘できる。それまでの「社会福祉」事業がおおむね児童保護事業を中心にしてきたのに対して、経済保護事業に比重が移ってきたこと(ここから「社会政策」との関連が問題になる)、その主体として都市が登場してきたこと(国家レベルによる施策よりもこの時期にあっては大阪府市をはじめとする都市が先行していたことは注目されるし、また方面委員事業の運動体的側面ともこのことは関連してくる)、さらに「米騒動」に象徴される激しい階級対立への対応はこの時期の基本的な性格であるが、それを具体化したものと

して「社会連帯」を理念とした、この方面委員事業の開始、また近代的な社会保障制度において公的扶助とともにその支柱をなす社会保険制度がはじめて健康保険法によって創設されたこと等を指摘することが出来る。この他にも社会事業行政を支える行政組織の整備、種々の社会調査の本格化や個別事例の取り扱いに対する技法の紹介・研究が行われるようになったのもこの時期以降のことである。

方面委員事業が「米騒動」後に寄せられた金や米の廉売金の残金をもって開始されたのはよく知られている。約五五万円が残り、それを府市で分割したものである。市は北市民館を設立し、府は二七万円をもって方面委員事業を開始したわけである。

方面委員事業に類する制度は既に感化救済事業の時期にその主要なイデオログの一人であった井上友一（注三〇）によって「貧民監察制度」として「エルベルフェルド主義」が紹介されていた。そして後に方面委員事業の実質的な創始者の一人である小河滋次郎により具体化されていく（注三一）。

もとより大阪の方面委員事業に先立って岡山において知事笠井信一によって済世顧問制度が一九一七（大正六）年に設置されているが、その全国的な影響力において

方面委員事業の方が決定的であった。その理由には種々の要因が考えられるが、方面委員事業が当時焦眉の問題であった都市問題をその主要な課題としていたこと、委員を中産階級に求めたこと、また委員相互の連絡の場として後述の常務連合会や月番制を設置しきわめて組織的だったこと、貯蓄奨励（庶民信用組合の設置）等の事業をもっていったこと等が指摘できる。

方面委員は「一大火薬庫」（注三二）に設置されたが、その活動の中心は言うまでもなく「社会測量」であり、方面内の困窮世帯の生活状態をカードに記録し感化・教化するというものであった。困窮世帯は次の二種に分けられその生活の改善によって移動されたり「カード階級」から脱却することもあった。もちろんのことながら、この脱却が活動の目標になったのである。

第一種は独身にして自活の途を得ざるもの、独身にあらざるも其扶助者なく自活の途を得ざるもの、及び疾病其他の事故に依り自活困難なる貧困者とする
第二種は大凡家賃七円収入式拾五円迄を標準とし、家族の員数、職業の安否、生活の状態等を斟酌し、家計余裕なき者とす。

今宮町方面におけるその推移は表一の通りである。

②常務委員連合会

常務委員は当該方面を代表し統括するものであるが、毎月二十日に府知事官邸で取り扱い事例についての報告や種々の打ち合わせを実施したのである。

「どうしたならばこの救助の目的を達することが出来るかといふ事についてこれを真剣に討究する」「我が方面委員の道場」(注33)と位置付けられていた。府知事から委嘱を受けた委員は名誉職とされ死亡する以外には更迭はまず考えられなかったのである。後年救護法に規定された救護委員を巡って起こった問題のうち、その設置主体についてのそれとその性格についてのものとはともに方面委員事業にとって死活に関わるものとなった。そのため月例常務連合会での報告についても次のような発言が当然のことながら出てくることになる。

尤も此の〇〇なる者は殊に憐れなる風体であります、我々は其の憐れなる者のお世話をして居るのに、私の方面区域内に在つたにも拘らず其の家庭状態を測量致して居なかつたといふ事に就ては私は非常に恐縮を致して居るのであります、まだまだお世話が足りないの

であります、此の憐れなる風態を林閣下がお認めになつて其の調査報告を御求めになり又小河先生も其カードがあるかとお尋になつたのであります、私は実に恐縮でありました、まだまだ方面の測量が足りないのである今後は一層努力して方面事業に尽さなければならぬと其の当時考へまして、直に其の調査に着手しました(注34)

これは天王寺第二方面(市内南区、勝山通・勝山大通、北河堀町・南河堀町・寺田町・生野国分町・阿倍野筋、東区上本町)に居住する老夫婦の門付けの姿を二月の「お大師さんの日」に林が見かけその調査を命じたことに對する報告の一部である。

記録を見るかぎり林はかなり頻繁にこの常務委員連合会に出席して所感を述べている。林の基本的な方面委員の理念(「方面精神」)は子貢の「仁者は人を愛す」、顔淵の「仁者は自らを愛す」とを合わせた「共存同済・・・自分一人が助かるものでなく、人を愛すれば必ず自分も助かるものである、即ち己も人も万物は一体である」「自分を良くするといふのは便ち他人を良くするといふ意味である」「他人を良くするのは便ち己を良くする所以である(注35)」というものであった。

このような立場から次のような強い批判も出て来る。

詳細の御報告を伺ひまして誠に感謝致しますが、私が思つてをる所によりますと、今の御報告は方面精神にチヨットも触れてをらぬ、余程割引して申しても、露骨に云ふと警察の事故に多少毛の生えたやうなものであつて、方面精神に少しも触れてゐない、また御列席の各方面の常務委員諸君にしたところが、方面精神に触れてゐないのに御質問もないといふことは甚だ不愉快に思ふ、(中略) いまの報告について何故この方面精神に触れてゐないかといふと、子供の二人を殺して自殺をしなければならぬといふ事件に対して、受持方面委員がそれまでにその家庭が如何なる事情の下に在るかといふことを調べてなければならぬ筈である尤もさういふ事故の場合には方面委の所謂家庭訪問の範囲に入らないやうな家庭状態の所からでも、経済上の關係によつてかういふ事件が出て来る場合があるかも知れない、しかしながら只今お話のやうに調査さへも靴をはいて上らなければならぬといふ生活状態にたいして、方面の受持委員が家庭的訪問を當てしなかつたといふ失態を御報告になるといふことが、方面精神に触れた報告でないと思ふ、或は方面のカードにはな

かつた人でも何でもよいから、事茲に至る前に何とか未然に防くことが出来たといふ報告であり度い、
若し過つて事茲に致つたといふことであるならば、済美第四としては誠に方面委員精神を満足させることが出来ずにかういふ事柄があつた、これは非常な大責任であるといふことの御挨拶が報告の中になければならない

これは済美第四方面(市内北区、天満橋筋・同西・天神・同筋東・同筋西・本庄浮田町)内で起こつたカードにも登録されていなかった三人家族(家族は戸主、娘夫婦とその子供三人で戸主は外出中、娘の夫は軍籍中の事件であつた)の生活苦からの心中事件の報告に対するものである。いわゆる「社会有機体説」に基づく「社会連帯」理念を儒教的なトーンで打ち出したものと言えるが、これは現実の階級対立を無視したものであるし、また当時の大きな社会問題であつた失業について何ら触れ得ぬものであつた。

ここではかかる「方面精神の道場」での報告事例を中心に検討を進めるが、それは一つには原史料である方面カードを現状では見ることが出来ないためであるが、更

には報告事例の中にその時期の困窮の実態やそれに対する扶助のあり方がそれなりに伺えるからである。もちろん方面委員事業は一定の視角からの切り取りであるからその制約を当然のことながら考慮に入れなければならぬであろう。

③今官方面の主な動き

今官方面からの事例報告については次節に取り上げることにして、ここでは今官方面の目立った動きを三つばかり紹介し、次いでその委員の構成について見ることにする。

今官方面が一九一九年一月に設置されたことは前記した。この時期はなお市域への編入以前の今官町制の時期であり、対象区域も町全域とされていた。その後第一、第二に分割されるまでその対象区域も基本的には変わらなかったようである。

三つの動きのうち一つは町制時代のものであり、他は西成区になってからのものである。

最初のものは一九二四（大正一三）年一月の常務連合会で報告されたもので、町協議会が前年公民病院の建設をすすめることを決議し、低利融資をうけて具体化しようとする段階で五十数名の開業医が反対し、その進行が停

止しているというものである。開業医らの反対は接続町村の市域編入が現実のものになろうとしているのであるから「今更そんな微々たるものを建てた所で、却つて無用の長物」となり困るというものである。この開業医の中には町会議員もあり、議員自体の変化も見られるというものである。実際には建設されず、今官町は市域に編入されるが開業医の反対には経済的な思惑も絡んでいたと思われる。

次のものは方面委員後援会の資金作りのための浪花節大会についてのものである。方面委員事業が二七万円の資金をもとにスタートしたことは前記したが十年を経る中でその資金も二万円に減少しその再建が求められていた。目標百万円のうち、七三万円は方面委員中の幹事（大阪府社会部長等）が中心になっていわゆる富豪の寄付（たとえば住友家は二十万円、鴻池家は五万円家）を募り確保したものである。残りは吉田奈良丸の奉仕によって浪花節大会を行い、「浄財」を集めようというものであった。今官方面はこれについて「美はしき奉仕的精神的の機関」が「浪花節の興業」によって「金儲け」をするのは「最も慎まなければならぬ」として方面に割り当てられた入場券（今官方面へは三百枚が割り当てられていた）を辞退したいというものであった。この今官方

面の決議（臨時の委員会を開いたと報告にある）はしかし、既に常務委員連合会での申し合わせの後になされたものであり、済美第一、第二では入場券を売り尽くしたこと、あるいは吉田奈良丸の体を使った奉仕であること一部富豪の寄付では「社会総持ち」にならぬとの意見により押し切られることになる。

根本的には府なり市なりからの補助が皆無の状態で個々の方面委員の「奉仕」によって支えられた事業であったということに問題があると言えるが、今官方面の主張もただ消極的にこの浪花節大会について除外を求めるというものであったため、より本質的な議論には発展しないままに終わることになる。方面委員事業についての資金は後援会（財団法人）が確保するということになってしたが、その後援会がなすべきことを方面委員自身が前面にたてて行うことにとりたてて論議がなかったのは、一つには委員自身が日頃から寄付・施与を受け慣れていたこと（救済なり扶助とその資金がきわめて密接にいわば即時的に繋がっているのが特に戦前期の特質と言えようか）、さらに後援会資金減少への強い危機感があったことによると考えられる。前者については後述するよう新聞報道によって個々の困窮世帯へかなり多額の同情金が寄せられていたという経緯があったし、また後者に

については「仮令金儲けでも構はぬと思ひます。その金を何処に使ふか其点に思を致しましたならば、敢て金儲けでも結構だと思ひます」（済美第二）というきわめてプラグマティックな意見も出されたことによって明らかである。

最後のものは一九二九（昭和四）年六月六日の天皇の大阪行幸に伴い「侍従御差遣」として今宮第三尋常小学校を牧野侍従が訪問したことである。（これは四日のことであるが牧野は同時に阿倍野神社、大日本セルロイド保管院、大和川染工場、住吉神社、女子専門学校、大阪養老院を訪れているし、また翌日には久保田鉄工所、新田帯革製造所等も訪れており、別の侍従は同五日に中山太陽堂から今宮共同宿泊所を訪問している）その時の「感激」を当時今宮方面の常務委員であった坂上英夫は次のように述べている。

私の方面は独りかういふ面目を施したのであります、これも全く皆さん方のお力によることと思つて洵に有難く存じてをります、どうか今後とも皆さんの御指導と御援助とを得て、この有難き御恩に報ひたいと存じます、私はこの一月以来不治の難病を二つ持つておりますが、病院に入院もせず、家族も憔悴した顔を見て

心配してをりましたが、私は倒れてまでも今度の光榮に浴さなければならぬと考へてをりました、幸にして稍々経過が良くなつたので、これも聖恩の一部ではなからうかと思つて感激した次第であります、

体制側がいかに釜ヶ崎を、方面委員事業を「重視」していたかの具体例と考えることが出来よう。この行幸について府庁で方面委員のうち常務委員は「陛下の御前に特別の光榮に浴」することになっていたのであり、林の言う「共存同済」が天皇制と表裏一体のものであることは看過できない。方面委員への「特別拜謁」について行幸直前の五月常務委員連合会ではその際の手袋・ネクタイ・帽子・フロックコート等について細かい規定が注意事項とともに述べられており、「儀式」そのものの形式化・「聖化」が彼等の自尊心をくすぐり、「方面精神」への確信を強化したことは言うまでもないであろう。

④今官方面の委員の構成

委員の構成については事例報告同様「大阪府方面委員事業年報」の「大正九年版」から「昭和三年版」までのそれぞれに付された方面委員名簿をもとに検討を進めていく。前記したように今官方面が設置されたのは一九一

九年であつたがその発足当時の名簿を見ることはできない。しかし基本的な性格は同様であつたと思われる。

まず人数から見ると二十年が一六名であるほか、二一年からは二二〜二五名であり、おおむね二四名体制で推移している。またその地域毎の内訳もほぼ一定している。

二十、二一年は今官ないし木津という居住地表示であり二二年以降は二二年の字名変更（これにより釜ヶ崎は行政的に消滅した）による新字名で表示されている。この新字名に従つて方面委員の居住地域別の状況（これが受け持ち地域と重なつてくることは言うまでもない）を見ると、もっとも多いのは東入船の三〜四名であつた。ついで鶴見橋北通の二〜三名、東四条、三日路、南開の二名が続き、他の今池、松通、長橋、梅南、旭南、南吉田梅通は全て一名である。今官町全体で三七町（字）であつたが、方面委員を全く置いていないのが二一町（字）であつた。おそらく今官町をいくつかの区域に分割し方面委員はその居住地を中心に分担区域を受け持ったものと思われるが、今官方面でもっとも大きな比重を占めていたのは東入船を中心に三日路、東四条、今池という釜ヶ崎及びその周辺であり、それは左の方面委員の人数によって端的に示されていると言える。

もしいま、きわめて大まかであるが、委員一人当たり

の担当世帯がほぼ同数であると仮定すれば、二八年の場合今官署及び西成区役所からの委員三名を除いた委員数で全カード世帯を除すると委員一人当たりの担当世帯数は五三・五世帯となる。東入船には四人（一人は西萩居住）の委員がいたから二一四世帯がカード世帯となり、人員としては六九〇人余りとなる。二八年の東入船地区の居住者数は正確にはつかめないが、大まかに簡易宿及び長屋の居住者を五、六〇〇〇人とすればその中でのカード階級の占める比率は一割内外となる。これは今官方面全体の比率五・三%のほぼ二倍にあたる。

二十年から二八年までの委員の総数は三七名である。そのうち九年間ずっと名を連ねているのは六名であり、その職業構成は宿屋（簡易宿であることは言うまでもない）、質業、燐寸製造、地主、今官署巡查部長、在郷軍人会役員である。以下八年一名、七年六名、六年四名となっている。断続しているのは岡村治三郎（鶴見橋北・酒木炭商）が全期間のうち二三、二四年のみ抜けているというケースだけである。残りは全て連続しているわけであるから、基本的に二一〜二三年が境目となって半分近くのメンバーの入れ換わりがあったと言える。すなわち二三年迄でその名が名簿から消えてしまうのは九名であり、その中には今官第二、第三尋常小学校の校長や医

師（注36）が含まれている。また二一〜二三年から新たにメンバーに加わった者が一名もいる。このように二一〜二三年でこの期間、すなわち方面の分割までの時期の基本的な委員の構成は定まったと言える。

全体の職業的な構成から見れば、今官署から二名、町（区）役所から二名が委員として出ていたが、その他は圧倒的に自営業者が多く、三七名中二十名にもなっている。その中でも質業四名、宿屋四名、それに牛乳搾取業三名が目立つ。その他としては地主も二名見られる。牛乳搾取業（梅通・東四条・南開）は今官方面の特質を示しているとも言えるが、全体として地域の有力者を網羅したものと言えるし、二三年には二三名中一三名が町議となっている。しかし市域編入後は府議・市議等の公職に就いている者は激減し、一〜二名になっている（この点についてはなお検討する必要がある）。

常務委員は二十年広江武蔵（木津、無職、郡議・町議）二一〜二三年野口安五郎（南吉田・質業、町議）で、二四年以降は坂上英夫（東四条、質業）となっているが、『大正九年版・大阪府方面委員事業年報』では岩間繁吉（東入船、のちに西萩へ転居、宿屋業、のちに廃業か、町議・市議）が今官常務委員とされていることもあり、一九年には岩間が常務委員であったのかもしれない。こ

の四名のうち九年連続して方面委員を勤めているのは岩間だけである。彼は有限責任大阪庶民信用組合の理事も勤めており、また前号で紹介した「下級労働者取締り建議」(一九一七年)を宇田徳正(自彊館館長)、八浜徳三郎(大阪職業紹介所主任)等と共に住吉署管内木賃宿組合長(今官署が住吉署から分離・独立して設置されるのは「米騒動」後の一九一九年のことである)として提出しており、方面内、特に釜ヶ崎の有力者であった。なお野口は二三年に死亡(その葬儀には方面常務委員ということで府知事も参列したという)し、その翌々年から息子の昇(南吉田・質業)が委員となっている。

二四年以降、委員の構成が固定したことは前記した。それは医師や学校長を避け実質的な活動本位の委員構成になったわけである。また地域割もほぼ固定し、東入船の山本宇太郎(宿屋)が二十七年に辞任すると翌年には住谷梅太郎(宿屋)が同じく東入船から委員になっているなど欠員補充の形でしか新委員が生まれることはなくなる。その他では居住地別の例ではないが、今官署警部補小寺正吉から同じく警部補佃市蔵に二八年に変更になっていることにも同様のことが見られる。

最後に東入船の委員について簡単に紹介しておく。岩間については先に触れた。残りの山本宇太郎、植田弥寿

慶、住谷梅太郎は宿屋業で山本と住谷とが二七年に交替したことは既に触れた。植田は二三年からの委員で町議にもなっており、後には後述する今官社会事業研究会の幹事にもなっており、また簡易宿組合の組合長にもなったらしい(注37)。又高木伊佐吉は餅商で府議も務めており、前記方面委員後援会資金のための浪花節大会について今官方面の立場を当時の常務委員(坂上英夫)に代わって(坂上は病気で欠席)主張するなど何度か常務委員の代理として常務委員連合会に出席している。

⑤個別事例について

個別事例についてはカードそのものから検討すべきであるが、現状では不可能であるので先にも触れたように月一回の常務委員連合会での報告を手掛かりとする。二一年から二九年までの今官方面からの報告は次の通りである。なお括弧内は当事者の居住地である。

- 1 21・5 (旭南) 捨子 無籍
- 2 22・5 (鶴見橋) カフェからやくざと家出事件
- 3 22・7 (不明) 母親の精神病
- 4 22・10 (西入船) 三人の老人一家
- 5 22・12 (旭通) 借家問題
- 6 23・2 (木賃宿等) 三事例紡績女工・失業

7	23・3	(東田)	疾病
8	23・4	(長橋)	夫の犯罪・下獄・妊娠
9	24・1	(不明)	朝鮮人の労災問題
10	24・5	(旭通)	台湾からの修業・病死
11	25・5	(自彊館)	自動車事故
12	26・3	(不明)	五人家族を女一人で扶養
13	27・3	(海道)	貧者の一灯
14	同上	(釜ヶ崎木賃宿)	17才の少年の蓄膿手術
15	27・5	(釜ヶ崎稲荷裏)	戸主の結核による死亡
16	27・7	(不明)	ガラス屋店員の俳優志願
17	27・12	(釜ヶ崎木賃宿)	辻占売りの老婦人の建碑
18	28・1	(西入船木賃宿)	戸籍整理
19	同上	(旭通)	借家家賃支払不能
20	28・5	(今池の藁小屋)	モルヒネ患者
21	29・1	(自彊館)	行商人の馬車事故
22	29・1	(中開)	妻の精神障害

事例20は個別事例とは言えないが、その当時のモルヒネ患者の状況を示すものとして報告があったものである。また事例11と事例21は同一のものである。なぜ重複した報告がなされたのか不明であるが、余程目立った成功事

例であったためであろう(注38)。事例18の戸籍の整理(戸主が無籍のため一家六人中五人が無籍というケースの解決)については村島掃之著「良き隣人」に掲載されているが、この著書は前記した一九二九年六月の天皇の大阪行幸のために作られたものである。

個々の事例の報告は時間的な制約もあってか、その精粗は区々であり一つひとつを紹介する必要はないであろう。ここでは「親族相救」と新聞報道を巡る問題の例として事例14を、当時の一般的な困窮事例として事例7と15を、そして教化善導と美談顕彰の事例として事例13、16、17をそれぞれ取り上げる。

事例14は戦前の「社会福祉」における基本的な理念の一つであった「親族相救」の実態がいかなるものであったかをその極限的な形態によって示したものと言えるので少し長くなるが紹介することにする。

釜ヶ崎の一部である西入船の借家に住む一家は老夫婦とその娘、それに娘と養子(既に死亡)との間に生まれた息子の四人家族であった。戸主は七七才であるが、毎日屑拾いをしており、またその孫は掃除人なり手伝いをして一家を支えてきた。しかし本年一月にこの孫が死亡してしまい、その家計は危機に陥る。戸主の妻は七六才その娘は五二才であるが、二人とも失明しており収入の

途は戸主の働きだけであつたが、それではどうていまかなう事は出来なかつた。第一に採られた方策は戸主の妹の養子（結婚はしたものの配偶者との間には子供はなく又なおこの時点で妹夫婦は既に死亡していた）から毎月十円の援助を受け、また今宮町から五円の救助を受けることであつた。しかし戸主の一ヶ月毎の収入は約十円であり、家賃（一ヶ月四円五十銭）等は二ヶ所からの援助を組み込んで支払うことが出来ず家は明け渡しを迫られることになった。次に援助を求めたのはこの戸主にとつては義理の甥（妹の養子）の言う「富田林にいらしい戸主の親族」であつた。当時の今宮署の署長は元富田林署の署長であつたので、その紹介により方面委員二人とこの義理の甥とが調査に出かけることになる。結局戸主と同姓の人が見つかる。

我々（方面委員のこと）より〇〇（戸主）の一家の事情を話しますと、☆☆（見つけた同姓の人）の言ふのには如何にもそれなら私の薄い親類になります、けれども私の方は丁度親戚関係としましては二従兄弟になります、今左様な者を引受けると云ふことは自分の家として非常に困難であります、逆も出来ぬ事と思ひます、けれども斯くまでに他人の方々がお世話をして

下されるのに、板令薄い親類とは雖も親類は親類ですから、それを全くせぬで置くと云ふ訳には行きませぬ

この二従兄弟の家は四人で妻は「近頃癡麻質と神経痛で身体自由ならずして困つて居」りまた一九才、一四才の長男、長女は二人揃つて「啞聾」であるという事情であつた。こういった状態の中で「その上一人でも引取らうと言はれたのは実に何うも感心な事である、この上何して呉れと云ふことも余りに氣の毒で言へぬことになりました」客観的に見て戸主を引き取ることは残された母娘の生計の途を奪うことになろうし、又二従兄弟にとつては「感心な事」では済まされぬことであつた。次に求められたのは戸主の妻の親類であつた。親類といつても全く交際しない人が南河内郡大伴村に在るとのこと再度富田林署の協力を得て二従兄弟と一緒に捜すことになる。見つかったのは妻の甥で戸主の義理の甥とは初対面であつたが、事情を説明したところ子供が六人いるこの人は叔母である戸主の妻を引き取るということになる。しかしなお娘が残るわけで「そこで我々は考へまして、あなた方も御家庭が御困難である、そこで◎◎（戸主の妻）を引取ると言はれるのは誠に有難い次第である、けれどもまだ一人跡に残りますし、あなたに◎◎

を引取つて戴いても、さう云ふ盲目の老人と云ふことになる、またあなたの御家庭の方でも細君とかお子達もある中であるから、遂に或は円満なる家庭に風波の起るやうな事があつても御迷惑なことでありませう、また本人に於てもさう云ふ時分に非常に氣兼ねいたすことでありませう、これは三人共老人なり不具者であるけれども何所か別に小さい所でも借りて其所に三人を置いて貰ふことは出来ませうまいか、もう大抵長い事も居れまいからさう云ふ風にして共に住居をさせて戴くことにしては如何でござりませう、あなたの方の家へ引取つたと思つて毎月三円でも五円でもやることにして貰ふたら誠に結構だと思ひます、しかし援助の能力は全く種々考えた末、この甥は神戸にも「私と同じく甥」がいると思ひ至る。

この甥は戸主の妻の兄弟で、神戸で立派な化粧品店を営んでいたが、現在は腸病で倒れておりまたその息子は東京に出ていて行方不明で商売もうまくいっていないといふことであつた。また同じく妻の親族で三日市の方に行っている屋根職人をしていふ人物については警察の搜索も虚しく行方不明のままであつた。

この時点でこの事例が「憐れなる一家」として朝日新聞に掲載され四方の篤志家から総計百四円五十銭もの同情金が送られることになる。そのひとつ九条の六円を贈

つた人は次のように言っている。

私は九条の鉄工場の方へ這入つて居つたが、今度解僱になつて百七円ほど貰ひましたので、娘と相談しましてさう云ふ難儀な人に少しづつでもこれを分けて進げたら宜からうと云ふことになりました、その金を使はずしてさう云ふお方に差上げるのであります、

最終的にこの一家は戸主の二従兄弟の家の近く（朝日新聞によれば新堂村・・現富田林市）に小さな家を建てて転居、恵与金は今官方面が管理し毎月五円ずつ送ることとなった。

かなり冗漫になつたが、この事例からいくつものことが引き出せるが、とりあえず二点だけ指摘しておく。

一つは「社会連帯」という新しい衣を装った「隣保相扶」理念の展開としてある方面委員事業が「親族相救」への強大な圧力となつたことである。「見ず知らずの他人がこのようなお世話をしているのにたとえ薄くとも血の繋がりのある立場の者が何もしないのは不当であり、申し訳ない」という論理はきわめて制限的な救貧体制（当時恤救規則はほとんど廃止状態であつたことは前記した通りである）の下では、拒み難いものであつた。逆に

言えばこのような論理が戦前の救貧制度は支えてきたとも言えよう。困窮者の親族への引き取り・扶助について説得し納得させたという事例は同年の七月の常務委員連合会で鷺洲町第二方面からも報告されている。

いまひとつは恵与金である。紹介した九条の人は客観的には失業者であり、就労保障の対象とならねばならぬのに、かえって「奇特な人」として賞揚されることとなっている。相互扶助を支える心情が新聞によって方向づけられた水路を辿って「親族相救」を補完するものとなっていくのは一面制限的な救貧体制によるものであるが、他面ではそれを否定する論理や運動の不在あるいは弱さによるものでもある。

なお新聞の困窮状況の報道によって恵与金・同情金が寄せられるというのは当時としてはきわめて一般的なことであった。一九二四（大正一三）年、大阪毎日、大阪朝日とも発行部数が百万部を突破し、その読者獲得競争はますます激しくなってきたおり種々のキャンペーンや事業が展開されたのである。社会事業への「寄与」もその一環であった。大阪毎日は一九一一年に一万号を記念して「大阪毎日新聞慈善団」を設立し巡回病院を実施したり歳末義援金の呼び掛けを行っていた。一方大阪朝日は一九二七年に「朝日新聞社会事業団」を設立、その前

年から歳末同情週間として種々の行事を行った（注39）。一九二九年九月、済美第一方面から報告された一才を頭に五人の子供を抱え、夫が職捜しに出掛けたまま行方不明になった事例（のちに夫は家に帰り八百屋を始めることになる）では朝日新聞にその事情が掲載されたため鴻池男爵からの百五十円をはじめとして同情金が九六八円も集まることになる。これについて済美第一の常務委員は新聞報道後、子供が学校へ行くのを嫌がった（新聞には写真まで出ていた）と前置きして報告している。

只こゝで私が感じましたのはこの寄付といふ事についてであります、かういふ哀れな事が新聞に出ますと、極く少数を除いて同情金が寄せられるのは殆ど中産階級以下の人々であつたといふ事であり、私が分つてをる所だけお礼状を出したのが二百七十六人、それから直接お礼を歩きましたのが四十七人、それをずつとお礼に廻りながら見て来ましたが、中産階級及びそれ以下の人々の方が中産階級より以上の人々よりも同情心が深いといふ事実を拝見致しまして非常に感謝する次第であります

以上のように肯定的な捉え方をしているのに対して一

九二八年十月の泉尾方面からの報告（戸主が疾病のため家賃が不払いになっていゝ事例）では「方面委員に相談すると直ぐ新聞に出すので、私共はさういふことをせられると非常に将来のために恥かしいと思ひますから、方面委員には頼ることが出来ませぬ」との声が聞かれてゐる。

また一九二六年二月の恵美方面からの報告は朝日新聞に「尺八の音も哀れに流して歩く兄と弟・」（これも写真入り）と報じられた記事に対する批評である。この父親と二人の子供、それに祖母の四人家族は広田町の木賃宿に泊まっており、父親は心臓が悪いものの医者にかかる程ではないにもかかわらず、子供を不就学にして働かせていると報告されている。そして次のように述べてゐる。

同じ宿に泊つてをる者はみんなこれを非常に羨んで、さうしてあれがあゝ云ふやうなことであれば、私も何とか一ツ書いて貰へぬものか知らんと云ふやうな傾きがある、宿の主人もあれをあゝ云ふ風にするくらゐならば、まだ他にしてやりたい者が沢山ある、どうも新聞屋さんと云ふ者は、結構なものだなと申してをるさうであります

新聞報道により多額の同情金が集まることについて教化あるいは濫給防止の観点から報道については「府社会課と相談の上」ということになるが、この論議の中では公的扶助そのものの低位性や同情心の背景・その組織化については触れられないままである。

貧困の典型礼として二例を取り上げる。

事例7は二三年三月に報告されたもので、一家は夫（六十才）、妻（五九才）、妻の連れ子（女三十才）、長女（一二才）、長男（九才・不就学）、妻の連れ子である娘の子（五才）の六人家族である。妻の連れ子は平野紡績に勤めていた時にある男と内縁関係になり子供をもうけたものの、その内縁の夫は行方不明となりまた産後の肥立ちが悪く半失明の状態になっていた。さらにこの戸主夫婦も失明の状態であった。収入はこの連れ子が時分の子を背負い義父の手を引いて磨き砂売りをして一日約六十銭を稼いでいる他に、長女と長男が母親の手を引いて夕刊売りをして得る約一円のみである。ところが戸主が先年九月ころから脚気になり磨き砂売りが不能になり家計が破綻に瀕することとなったのである。結局夫婦を「只今自彊館へ出張中の毎日新聞慈善団診療所へ」収容し、長男の就学手続きをして町役場から毎月十円の補助を受けるようにしたのである。一家の稼ぎ手を欠き、

また疾病が重なりさらに夕刊売り等の不安定な収入の途（雨天は行商的小売商や屋外労働者にとって致命的である）しか残されていないならば、困窮からの脱出は絶望的である。

第二の事例15は二七年五月に報告されたもので、釜ヶ崎稲荷裏に住んでいた一家は石仲仕をしている夫（四四才）と妻（三八才）、それに一三才の長女を頭に末の二才の幼児を含めて六人の子供がいる八人家族であるが、夫が痔、ついで結核を患い入院の話が出て一家は困窮の底に陥ってしまう。そのため長女は学校を止め難波新地の紙箱屋に勤めることになるものの結局この戸主は死亡してしまふ。長女の給料一九円（当時一三才の稼ぎとしては破格のものであったという）、妻の裁縫の賃仕事での一五、六円では一家七人の家計（凡そ五五円が必要であった）をまかなうことは出来ず帰郷も含めて目下検討しているというものである。

結核が当時は決定的な重みを持っていた。これは一九二九年十一月の餘江方面からの報告であるが、そこでは夫婦と子供八人、それに五男の子供二人の家族で夫婦と八人の子供のうち六人は既に結核で死亡しており、残っている六人のうち四人が結核にかかっているというもので、なおかつ末の七男は障害者でもあった。

ここに挙げた事例は全て疾病が重要な意味を持っているが方面委員では大阪市に対して結核のための病床拡大の請願を二年頃から始めており、そのための実行委員会を設置している。困窮状況が疾病ときわめて密接な関係にあったことは医療保障のための社会保険が狭小であった当時にあつては当然のことであるが、それ以外にも失業、労災、あるいは多子、交通事故も大きなウェイトを持っていた。

最後は教化善導と美談・表彰にかかわる問題である。

事例16は前者に関わるもので、ガラス屋の店員（一六才）が「活動写真熱に浮かされて京都日活撮影所へ俳優を志願した」というもので、ささいなことから店主がこの店員を物差しが殴ったことも背景にあるようである。

これに対して方面委員が「其不心得を説いて見た、すると本人も素直に聞いてくれて、今後真面目に働くといふ事を誓うてくれた」という、たわいもないものであったが、その背景には当時進行しだした一種の大衆社会状況があると思われる。いわゆる「思想動揺」に対する善導という文脈に、以前であれば親、又は親代わりの人物の説教と考えられていたものが組み込まれ位置付けられていくのは活発化しつつあった無産運動への予防といった

面があるためであろう。

事例13は大阪朝日新聞に報じられたものであるが、六一才の貧しい老婦人が先祖の法事を営むかわりに方面委員事業へ十円を寄付したものである。その金は結核の夫と工場が倒産したため失職した隣寸女工の妻、肺炎にかかった七才の長女、それに麻疹の末っ子という困窮した四人家族、それに七一才の独り暮らしの老人、木賃宿（富士屋）に泊まっている四二才の結核患者にそれぞれ供与したもので、これが新聞に掲載されたため七一才の老人には七一円、四人家族には四十円五十銭、四二才の結核患者にも四十円五十銭の同情金が寄せられることになる。その後この婦人は子宮癌で死亡するが、その息子はまた「毎月五円づゝは食べても食べられぬでも」した貯金五十円を寄付してくれたという。まさに貧者の一灯である。

事例17も同様の内容で、やはり「一、二の新聞に掲載された」という。十年前から釜ヶ崎の木賃宿三河屋に宿泊し、天王寺の一心寺や西蓮院の門前で紙や辻占を売っていたら八一才の婦人の遺言で生前貯めていた庶民信用組合の定期預金四百円、郵便貯金百五十円を使って西蓮院に石碑を建てたというもので、残りの金は大阪養老院に寄付したという。もともと彼女は夫と死別した後、今

官に「流れて」きたもので、辻占売りは木賃宿の主人の尽力によるものらしいが、事例13と同様儉約に儉約を重ねたものと思われる。本来彼女の希望はその死後身寄りが無いことから一心寺に燈籠を寄贈することであったが種々の事情で上記のようなことになったものである。二月五日には府社会課からの参列もあって建碑式が行われたという。

いずれも一九二七年昭和恐慌期のものである。失業者が続出したこの時期にこのような美談が賞揚されたのはそれなりの必然性があると言えるだろう。

次の事例はいわゆる美談ではないが、類似のものと思われる。すなわち中風になり手が不自由になった元ガラスの玉切りをしていた七十才近い老婦人が四天王寺の近くにある紅葉寺にある大小便所の入口で手水掛けをすることによって生活が向上し第一種カードから第二種にかわったという天王寺第二方面委員からの一九二四年七月の報告である。

この寺の境内を八分通りまで通り抜けますと、其処に大小便所があります、それでこの婆さんに樽へ水を汲んでやり、さうして便所に這入った人に手水を掛けさせて、幾らかの御志を貰ふやうにさせたらどうか、そ

れならば兎に角それに報いるだけの仕事をするのであるから、全くの乞食ではない、これが宜からうと云ふので方面の方から樽へ水を汲んでやつてそれをさせたのであります、ところが先月の二十一日の如きはお大師詣りで非常に賑ひ一日に二円五十銭の収入を得たのであります、それがためにこの婆さんは段々生活の状態が向上して参り、近頃は十分貯金をいたすやうになり吾々も共に喜んで居る次第で御座います、

これらの事例の背後に見られるものは、当事者たちの自助努力なり儉約精神ではなく、その前提となっている気の遠くなるような低位の生活水準への方面委員に代表される社会の無関心さ……もちろんそれを支えたのは社会全体の貧しさであるが……である。しかもこれらの事例が主人公たちがいずれも還暦を過ぎた高齢者たちであることに留意すれば、このことの意味はより荷重されるはずである。当時の水準からすれば驚異的な寿命であった彼女等の極貧生活が捨棄され、その結晶としての貯金が賞揚される構造はまた当時の救貧体制を支える構造でもあった。

⑥その他の問題

「はじめに」で触れたように方面委員事業の社会運動的側面には殆ど検討を加えることができなかったが、結核患者を対象とした救療施設の充実、救護法の制定等の運動はその例である。その他、幾つか看過できない点を挙げて今後のステップとしたい。

一つは朝鮮人問題である。一九二二年一月に旅券が廃止されたこともあって、朝鮮人の内地、特に大阪への流入はきわめて大きいものであったが、その中で朝鮮人を対象とする「救済」ケースも増加してくる。

今官方面委員の事例9に見られるように帰郷を促すケースもあれば、労働下宿の経営を援助したという事例（一九二三年一月天王寺第二方面）、借家紛争（内地人が借りるという形で朝鮮人が居住するというもので、住宅問題は朝鮮人差別がもっとも露骨に出た領域の一つである）を解決した事例（一九二五年九月、済美第四方面等）、多数見られる。

また一九二七年のいわゆる三・一五事件を意識しつつ二八年七月の常務委員連合会で府知事力石雄一郎は将来の二つの問題として共産主義と並んで朝鮮人問題を挙げ「十分に彼等を愛護されて徳を彼等に及ぼすといふことに御配慮を冀むたいのでございます」と述べているので

ある。ここでは一国内の階級対立の「社会連帯」理念による無視・捨象が拡大されて、本国対植民地という基本的な矛盾が無視されることになっている。そして府自身もこの矛盾の無視の上に朝鮮人を対象とした共同宿泊所職業相談、人事相談あるいは巡回救護班や学用品の供与夜学校の開設等の事業を進めていくのである。

大正末から大阪市・府は国の援助を受けて年度末に失業対策土木事業を実施した。この事業への応募者は各職業紹介所で登録をすることになっていたが、その際方面委員は警察とともにその登録に要する条件（市内在住三ヶ月以上、失業状態、生活の困窮）の証明をすることになっており、府・市の担当者から常務委員連合会の席上その説明、依頼が行われた。この失業対策事業への方面委員の対応は格別熱心であったとは言いがたい面がある。失業により転業を余儀なくされ収入の低下をきたした者は失業者として取り扱われることはなく土木事業を起こせば朝鮮人だけが救済されるという主張や「失業してでもカード階級に陥るまでの食へる間はそれで辛抱が出来ます、さういふ人に辛抱して貰つて置けばカード階級に陥ちた者だけを生活の補助をして救済すればよいだらふと思ふ」（一九二九年十月恵美方面）という主張が出さ

れるのである。これには救護法の制定や失業保険未実施の問題との関連が重要であるが、方面委員が日々取り扱っている問題の一般化がされず社会的な関係の中で問題を捉えることができないことを示すものにはかならず、感化救済事業の段階で主張された「救貧より防貧」という理念がそれ自体欺瞞的に等閑視されていることになる。

最後に人夫供給業にかかわる問題を取り上げよう。いずれの場合も労災保障についての問題であって、一九二一年七月に西野田第二方面から報告された、大阪電灯会社へ高庄組から入った人の労災事件や一九二九年二月済美第四方面から報告のあった名古屋市電気局線路修繕工事での労災、あるいは二八年七月の鷺洲方面からの事例、大阪駅の改築工事中の転落事故がある。特に大阪駅の事故の場合四次の下請があり、結局三十円ばかりの補償金で決着がつくことになる。常務委員連合会では公設職業紹介所の欠陥も含めて少しばかり論議されるが、「今は過渡期であつてこれはなかなか難しい事であります」（議長大谷府社会課長）ということ放擲されることになる。

「はじめに」でも触れたように今官社会事業研究会については史料はきわめて少なく、また断片的であるため現状ではその位置付けや歴史的な評価を的確に行うことは困難である。もともと単一地域内の社会事業関係機関の連絡調整機関はほとんどなく、その先駆として一九三五年三月一八日に此花区で結成された「月曜会」があるくらいである。この地区には大阪晩明館や弘済会四貫島保育所、西野田共同宿泊所等があったが三四年九月二一日のいわゆる関西大風水害（室戸台風）時、その連絡がうまくいかなかったことから生まれたと言われている。その組織は「同会は委員もなし、幹事もなしといった、極めてフリーな組織で会員お互の意思の疎通を図り、意見の交換をもなすほか、救護個々の件についても具体的な打合せをとる方針」（『社会事業研究』二三巻五号）で後述するように今官社会事業研究会とはかなり傾向が違っていた。

時期的にみて総動員体制下でのいわゆる戦時厚生事業や釜ヶ崎地区内で相次いで結成された「今官報徳社」（三六年九月「三日結成」）や「勤労報告団・西成労働至誠団」（三八年三月一日結成）との関わりが問われなければ

ばならないが、ここではただ現状で知りえた例会（毎月一回関係機関を持ち回りのに会場として開催された）の概要を紹介するに止める（注40）

① 35年12月13日（於今宮乳児院）

幹事を前記のように選出し、歳末にたいしての事業の協議をしている。今後毎月第二金曜日に例会を開くことに決定、会場は持ち回りとなる。この時点での参加は二五団体である。

② 36年1月24日（於四恩学園）

テーマは「今宮スラムを如何にして浄化するか」というもので、「浮浪者に良質と認める者」を発見するも応急の保護方法がなく苦慮しているのでその方法を検討しようというものであった。それで将来「組織的な強力団体」を設置することとなる。この「良質と認める」のは警察の手によるとした上で宿泊保護・教化指導・就職斡旋を進めようというものであった。

③ 36年3月12日（於今官署）

経過報告

④ 36年4月10日（於西成区役所）

テーマは次のように多岐にわたっていた。

辻占売りの根絶／スラム街の児童遊園地、学童保護／

スラム街の公衆浴場／スラム街の無籍者の就籍／共同宿泊所利用所の戸籍・身元の証明／スラム街の下水道溝の改善／過去一ヶ月の報告

⑤ 36年5月15日（於今宮保護所）

前回のテーマを引き継いだものが多く見られるが、いかなる内容で決着したのかは残念ながら不明である。

無籍者の就籍手続き／行旅病人の範囲、取扱／小学校校庭の開放と児童保護／今宮細民街の再検討／各施設の南京虫、虱の駆除

⑥ 36年6月19日（於弘済会木津保育所）

釜ヶ崎の問題とは幾分ニュアンスの違う問題が協議されている。西今宮方面の細民の生活衛生状況／市民館等の設置／巡査交番所の増設／託児所の増設／朝鮮人の福利厚生

⑦ 36年7月10日（於西宮苦楽園・不二庵）

懇親会

⑧ 36年10月9日（於自彊館）

今宮署署長から「釜ヶ崎簡易宿止宿人統計表」を配布説明がある。その後役員改選で林・塩井・吉村の他に今宮第一方面の常務委員代理植田弥寿慶、同第二方面常務委員松岡金太郎（以前は今宮町方面の委員であった）を増員する。

⑨ 37年1月15日（於西成労働紹介所）

三七年中の研究事項・方法についての協議のあと東入船町から移転したばかりの西成労働紹介所（前年一二月に旭南通りへ）の労銀支払方法を見学している。

⑩ 37年2月19日（於清和寮）

無宿者のための無料宿泊施設清和寮経営者細原吉継（東入船の簡易宿梅之屋の経営者でもあった）から設立の動機、開設以来三ヶ月の状況を聞いた他、釜ヶ崎地区改良についての意見を交換する。

⑪ 37年3月19日（於今宮署）

警察側から見た社会施設への希望・意見を聞いている

⑫ 37年10月8日（於社会事業会館）

協議内容不明

⑬ 38年11月8日（於府立難波病院）

創立三周年記念例会であった。桜根病院長の講演「性病及之が対策に付て」を聞いた後、青少年道場（旧今宮労働紹介所の跡地辺りに地区内の子供を対象にした剣道場の建設が予定されていた）の経過について協議、また次回への課題「事変下に於て今宮社会事業研究会の進むべき最良の方策如何」の提議があったという。

⑭ 41年3月11日（於自彊館）

大阪国民職業指導所の山崎主事、北島転業係主任を招き転業問題について協議している。

⑪、⑬、⑭の間にはかなりのブランクがあるが例会自体は続けられていたようである。参加団体の考え方やその協議過程あるいは協議内容の事後処理等興味深いテーマであるが、前記のように上記以上のことは今のところ全くわからない。ただ上記から「月曜会」に比較して組織的であるだけでなく、警察の意向が一定反映されていること、また総動員体制下への選別的組み込みの方向性が見られること、さらに児童問題が取り上げられているものの医療問題についての協議が見られないこと等が指摘できる。

補註

- 1・・・小林の後継者である酒井栄蔵は一九二二（大正一一）年に結成された大日本正義団の初代総裁であり、熱心なムツソリーニの心酔者であった。もとより純然たる博徒であったが、播州鉄道の社長も務めた。周知のように一九二四（大正一三）年の大阪市電の大半議に「労資協調」の名目で介入している。（青山光二著「ヤクザの世界」、大阪社会労働運動史第一巻、参照）
- 2・・・「大阪日報」一八八六（明治一九）年九月二六日は次のように伝えている。

大坂南区日本橋筋五丁目の質商中田庄太郎といへるは今度其筋の許可を得て同区御蔵跡町二番地に救護社といふを設け赤貧者にして疾病に罹り到底自力にて薬用する能はざる者を救護する由にて目下既に三名の患者を治療し居るところなり

- 3・・・これも2同様「大阪日報」による。一八八九年四月二一日は次のように述べている。

南区鰻谷中之町九六番屋敷稻次惣兵衛氏は此程西成郡今宮村の貧民へ米を与へられしがまた昨日より来廿五日まで自宅の門前に於て毎日午前八時より午後三時まで貧民へ米を施与したき旨南警察署へ届け出てたり。

4. 保育所は現在も経営されているが、後に愛染橋尋常小学校となる夜学校は一九二九（昭和四）年に廃校となっている。同情館は一九一〇（明治四三）年に閉鎖されている。西田天行著「信天記」（一九一八年）によれば石井のいわゆる大阪事業の発端は一八九八（明治三一）年頃に当時の警部長から大阪監獄及び橋の下に起臥する「浮浪少年」の救済について相談を受けたことにある。構想としては「東洋救世軍」なるものと「友愛社」なるものがある。

前者の事業として次のものが考えられていた一孤児救済。二貧児教育。三不良少年の感化。四労働者子女の昼間保育。五労働者の保護。六貧病者及び癩病者の慰問。七免囚の保護。八新平民の教化。九老人の養護。十売笑婦の救済。このうち労働者の保護についてはイ口入。ロ木賃宿。ハ殖民。日向朝鮮北海道等が考えられて

いた。

後者では孤児院、保育所、同情館、殖民が考えられており、同情館については一職業紹介、二安宿（十銭宿、二十銭宿）、三貧病者の慰問往診、施薬、四免囚の保護、五田舎より職業を求めて都に出て方向に迷ふて居る人々の保護、六売笑婦の救済……等の計画があった。実態はともあれ後に釜ヶ崎に必要と思われる施策が網羅されているが、どちらの構想にも殖民が組み込まれていることは看過できない。

なお愛染橋保育所の以前にも南区旧長町周辺に慈善事業施設がなかったわけではない。大阪汎愛扶植会（一八九六年、創立）は今宮村で創設され後に下寺町に移っているし、また愛育社大阪事務所（本拠は堺市内）もあったがいずれも児童保護施設であって労働者を対象とするものではなかった。

5. 村島掃之著「良き隣人」参照。この著書については後述する。

6. 大阪府告示第二五五号（一九一八年十月七日）大阪府方面委員規定第五条は次のように定めている。

方面委員ハ關係区域内ノ状況ヲ詳ニシ大凡左ノ調査実行ニ従事スルモノトス

一、關係区域内ノ一般生活状態ヲ調査シ之カ改善向上ノ方法ヲ攻究スルコト

二、要救護者各個ノ状況ヲ調査シテ之ニ対スル救済方法ノ適否ヲ攻究シ其徹底ニ努ムルコト

三、現在救済機關ノ適否ヲ調査シ其区域ニ新設ヲ要スヘキ救済機關ヲ攻究スルコト

四、日用品ノ需給状態ヲ調査シ生活安定ノ方法ヲ攻究スルコト

五、其他特ニ調査実行ヲ委嘱スル事項

7. 一九二五年一二月の方面常務委員連合会で今官方面常務の阪上英夫は次のように述べている。

私は極く小さい問題であります、方面の方へ御寄付を願つた時には知事から感謝状がございしますが、極く小さい寄付、私の方で涙ぐましいやうな可憐な寄付がございました、かういふやうなものにも何か表彰でも与へるとか、お褒めの言葉を与へて戴くやうな訳には参りませぬか一寸読んで見ますが、「本當に僅かですけれども、可哀想な子供達の義捐金の中にお雑ぜ下さ

い、四月より組の入用品を買ふため一錢づゝ皆が集めた残りです、どうぞ宜しくお願ひ申上げます、今官尋常小学校第六学年女組」かういふのであります、かういふものにも何か特別の方法を構じて戴くことは出来ませぬでせうか。

なお方面常務委員とは各方面におかれた二十名内外の方面委員の代表者であり処務を統括した。

8. 「社会事業研究」における今官社会事業研究会についての最初の記事は第二四巻第一号に掲載されており、そこでは一九三五年九月二八日、一月九日の二回の事前打ち合わせを経て同年十二月一三日に第一回例会が今官乳児院で開催されている。また幹事は塩井のほかに吉村（自運館館長）、林（四恩学園）が選出されている。大阪職業紹介所、大阪自運館建設への反対運動は強くそれぞれ投石等の直接的な妨害も見られたようである。それらはやはり木賃宿経営者や紹介業者によってなされたものらしい。近年のものは大阪自運館の作業所建設への反対運動がある。

11・・・「職工事情」(一九〇三年刊)中の「燐寸職工事情」参照

12・・・史料①から④はいずれも平田隆夫「明治大阪慈善事業史資料(2)」(「大阪市史紀要」第二十号一九六九年)参照

13・・・相田良雄「大阪幽明ものがたり(二)」(「社会事業研究」第二五卷三号)参照

相田は内務省属として一九〇二年三月から四月にかけて、当時警察監獄学校教授で内務省地方局事務嘱託であった留岡幸助に同行して大阪の「社会福祉」事業を視察した。その時の復命書に小林授産場についての記事が見られる。そこでは大阪の十ヶ所の慈善事業が採り上げられている。すなわち大阪愛隣館、大阪孤児院、大阪救児院、大阪慈恵会、大阪慈恵院、博愛社、小林授産場、大阪汎愛扶植会、大阪府私立愛育社、榎養成所、大阪私立盲啞院、大阪免囚保護会であった。なお留岡の同時期の日記にはこの大阪視察の記録はなく前年の大阪視察の記録が見られるだけなのである。すなわち一九〇一年三月にそのことが見られる。そこでは汎愛扶植会、博愛社等についての記述がある。小林授産場に

ついでの記事は見られない。また留岡は第五回内国勸業博覧会の後にも大阪視察をおこなっており一九〇四年(明治三十七)年八月の項には「南区貧民窟」として難波警察署による「貧民調」が転記されている。

14・・・「社会事業研究」第二三卷十号に掲載されているが、これは大阪社会事業連盟創立十周年を記念して企画されたもので、語られていることはおそらく三五年くらい前のことになる。史料⑥も発表されたのは同様の時間の経過後であるが、記録されたのは同時代でありそれをただ転記しただけであると言える。

15・・・「社会事業研究」第二五卷三号
16・・・一八八一(明治一四)年九月制定の監獄則の第三十条には次のような規定がある。

17・・・
刑期満限ノ後頼ルヘキ所ナキ者ハ其情状ニ由リ監獄中ノ別房ニ留メ生業ヲ営マシムルコトヲ得
うであり、一八六九(明治二)年六月には「火消人足ノ旧弊ヲ戒ムル件」なる布令が出されている。そのため一八七三(明治六)年には次の

ような布令が出されることになる。

市中四組

総区長エ

市中失火之節消防之儀自今市民エ差任セ候ニ付
明二十九日午後第一時は迄取締出張所ニ於テ取
扱来候消防器械類総テ引渡候条自然失火有之候
ハ、消防方行届候様兼々厚ク可示置事
但消防人足共平常之斯業弊害無之様屹ト申付可
置事

右之通相違候条為心得管内無洩相違スル者也

明治六年七月二十八日

権知事渡辺昇代理

大阪府参事渡辺弘

18 . . . 一八七二（明治五）年の監獄則では処刑につい

て次のように解剖を規定していた。

已決者病死及び刑死ノ遺体ハ親戚乞フ者アレハ
之ヲ与フ乞フ者ナケレハ官医ノ解剖ヲ聴ク

しかし一八八一年監獄則にはそのような規定は

消えている。第七九条は次のように定めている

死者ノ親屬若クハ故旧第三十三条ニ記載シタル
時限ヨリ二十四時以内ニ在テ遺骸ノ下付ヲ請フ
トキハ之ヲ許シ其者ヲシテ簿冊ニ署名押印又ハ
花押セシムヘキ

遺骸ヲ請フ親屬故旧ナキトキハ棺ニ入テ仮葬シ
其上ニ氏名標ヲ建ツヘシ其標ハ約子面三寸長三
尺五寸トス

19 . . . 佐藤晴夫・森下忠編「犯罪者の処遇」参照

20 . . . 留岡幸助「罪因果して感化し能はざる乎」（「

大日本監獄雑誌」五十号「一八九二年七月」参照

21 . . . 以下は基本的に小山路男著「イギリス救貧法史
論」による

22 . . . 平田隆夫著「大阪慈善事業史資料（二）」参照

23 . . . ただ相田良雄は前記「大阪幽明ものがたり」で
は当時大阪府知事であった高崎親章の次のよう
な発想を伝えている。

大阪は大都市であるから浮浪徘徊の徒も多く、
少年の不良行為者も尠なからざるべきに依り感

化事業を創設しては如何と話した。すると高崎知事のいはれるには感化事業とか救済事業とか浮浪者強制労役などは経費を要するのみで効果が乏しい、それよりも浮浪者や乞食は追払ふことが一番妙策である。大阪府で追払へば京都府や兵庫県、奈良県、和歌山県等に逃げる、又是等の府県が追払へば又大阪に逃げる、又大阪府で追払ふことにすれば、止むを得ず就業することになる。是が最も簡単で効果的であるといはれた。留岡囑託は、それは独乙連邦で行なつたけれども、奔命に疲れたのみで効果が挙げらなかつたと答へたところ、高崎知事はそれはやり方がまづい、丹念に恒久的にやれば必ず成功するとして肯はなかった。

24・・・これへの参加団体は山口正「大阪の社会事業」によれば、大阪慈恵会、大阪孤児院、博愛社、大阪汎愛扶殖会、大阪慈恵院、棄児養成院、慈善新報社の七つであった。ただ史料⑧には小林授産場と金森通倫、金原明善との繋がりがあつたことを記述している。

25・・・この項は基本的に大島清「日本恐慌史論（上）」森正夫「社会事業の歴史と理論」に依る。

26・・・中村三徳「宿泊保護の概要」（「社会事業研究 第二三卷一〇号」）

27・・・山崎源泉「貧民窟探検記」（一九一五年）なおこれも「社会事業研究」（当時は「救済研究であつた）に掲載されていた。

28・・・大阪朝日新聞「ドン底生活 昨今大景気」（一九一六年三月六日）

29・・・「大阪府方面委員事業年報・昭和二年」参照

30・・・先に少し紹介した石井十次による同情館は「浮浪者」の就職について一定の取り組みをしていたようである。時期的にはかなり下ること（おおよそ三四、五年の後である）になるが、当時同情館の職員であつた富田栄子（後に大阪愛染園の園長になつた富田象吉の妻）は次のように述べている。

街の浮浪者に就職の途を授けることで、職業紹介の初めでもあつた。工場、会社に出向いて求人の有無をきいたけれど、成可くは主人自ら働く小工業者に就かせて本人の性格の上にも感化を及ぼしてもらひたい院長（石井のこと）の念願であつたので求職者を宿泊させて置いては職

員達が手分けして就職口を見つけに歩きさて就職させて見ると何んだの彼だのと云つて出戻つて来る、遊んで食べさせて貰ふ方が楽である。苦勞して探して来ても働く意志のない者には院長も匙を投げられたが、身上相談の人々はこの同情館に出かけて来た。(「厚生事業研究」第三一卷十一号・「吾等の辿りし途」、なおこの「厚生事業研究」は「社会事業研究」を改題したものである)

大阪職業紹介所との違いがここではっきり読み取ることができよう。

31 . . . 小河も井上の「救済制度要義」(一九〇八年)より少し遅れて「社会問題・救恤十訓」(一九一二年)で「エルベルフルド・システム」について紹介している。

此式に依れば全市を三十六区に分ち、各区に十数名の委員を常置し、之をして其分担する所の貧民に就て個々の生活状態を審査せしめ、其審査の結果を区会議に付して個々に適當する救済の範囲及び方法を評決することになっている。而して其審査の真相を過まるの虞なからしめん

が為めには、一人の委員に分担せしむべき貧民の数をば三人若くは三戸を超ふるを得ずと謂ふやうに厳しい制限を立て置く。委員の内には商人又は職工なども交つて居るが、是等のものは殊に貧民に就て親切なる救護の相談相手となり又は必要に應ずる糊口の道を周旋するのの上に尤に其便利の多きものあるを實驗する所だと云ふことである。

救護の決定にかかわる問題は救護自体がいかなる理念に支えられているかということと切り離すことは出来ないが、この制度の前提にあるのは国家義務救助主義があつたはずであるが、日米への移入についてはそれは無視された形でなされるのである。

32 . . . 小河滋次郎「方面委員制度の過去・現在・未来」(「静岡県社会事業協議会報」第六号)

33 . . . 方面委員事業を小河と並んで創設した一九一八年当時の大阪府知事であつた林市蔵の一九二九年四月の常務委員連合会での発言。「大阪府方面委員事業年報・昭和四年」参照

34 . . . 一九二一年三月の常務委員連合会での天王寺第

二方面常務の玉野永之助の発言。『大阪府方面
委員事業年報・大正十年』

35・・・注33参照

36・・・医師二名のうちの一名は町議でもある貞本儀保
で、かれは『今宮町志』の著者でもあった。た
だし貞本は二年の名簿に見られるだけである。

37・・・『社会事業研究』第二六巻十号には今宮署では
同年九月六日夜八時から今宮第三小学校（現萩
之茶屋小学校）横広場で「ルンペン氏の時局認
識講演会」を開いたが、その際「植田簡易宿組
合長」が挨拶している。これはおそらく植田弥
寿慶のことであろう。

38・・・交通事故の処理及びその後の生計確立が直接的
な内容である。この人は「前科十数犯」のシリ
であり、三池監獄を出獄後釜ヶ崎にやってきた
というものであって一種の更生ストーリーとな
っている。

39・・・大阪毎日が一九二四年一月一日に社告で百万部
突破を「報告」すると、翌日大阪朝日は「百五
万部発行」と反発、その翌日になると大阪毎日
は詳しく調べると「一一一万一四五九部」であ
ったと反撃している。

40・・・いずれも『社会事業研究』の「社会事業ニュー
ス」によるものである。

「はじめに」でも触れたようにメソに過ぎないものであ
り、今宮保護所等の個別施設の動向や戦時下の対策につ
いては今後の課題にしたい。

表 1 今宮方面のカード階級の推移

年次	第一種		第二種		全 体		方面の全域	
	戸数	人員	戸数	人員	戸数	人員	戸 数	人 員
1920	165	289	332	1269	497	1558	12928	50077
21	80	157	541	2560	621	2717	15514	60505
22	90	231	484	2269	574	2500	15598	70209
23	196	896	422	1699	618	2595	17793	74321
24	144	552	392	1694	536	2246	19140	75570
25	113	382*	1141	1141	1254	1523	19042	86560
26	161	519	415	1617	576	2136	19042	95725
27	251	752	519	1816	770	2568	20039	100200
28	328	1159	742	2295	1070	3454	20125	100625

*誤記ではないかと思われる。

表 3 大阪市のカード世帯の推移

	旧市域	旧東成郡	旧西成郡	全 体
1921年	6 8 3 3 (65・6%)	6 4 5 (6・2%)	2 9 3 1 (28・2%)	1 0 4 0 9
22年	5 5 7 1 (61・3%)	9 4 3 (10・4%)	2 5 8 1 (28・4%)	9 0 9 5
23年	5 3 7 4 (60・0%)	9 5 8 (10・7%)	2 6 1 9 (29・3%)	8 9 5 1
24年	3 9 4 6 (54・2%)	8 9 9 (12・4%)	2 4 3 3 (33・4%)	7 2 7 8
25年	3 9 1 7 (54・0%)	9 0 2 (12・4%)	2 4 3 6 (31・7%)	7 2 5 5
26年	4 6 5 8 (55・9%)	1 0 2 9 (12・4%)	2 6 4 1 (31・7%)	8 3 2 8
27年	4 8 0 7 (53・5%)	1 2 4 8 (13・9%)	2 9 3 8 (32・7%)	8 9 9 3
28年	5 2 2 0 (53・8%)	1 2 2 9 (12・7%)	3 2 4 9 (33・5%)	9 6 9 8

*旧東成郡の方面は以下の六つである

- ①天王寺村
- ②鶴橋第一
- ③鶴橋第二
- ④中本第一
- ⑤中本第二
- ⑥鯉江

*旧西成郡の方面は以下の七つである

- ①本庄
- ②長柄
- ③今宮
- ④鷺洲第一
- ⑤鷺洲第二
- ⑥中津
- ⑦伝法

*旧大阪市域には26の方面が設置されていた

〔追補〕

本文中に書き落とした点が幾つかある。また本文脱稿後、幾つかの知見を得た。本来ならば稿を改めるべきであるが、時間的余裕がなく、以下走り書き的に要点のみを記すにとどめ、今宮保護所、一九二九年以降の今宮第一方面の動向等を含め、後日の課題としたい。

*救護法の動向

ドヤ居住者の方面登録については本誌前号で若干触れた。ここでは救護法の対象者としてのドヤ居住者を考えてみたい。直接参照できたのは一九三五年一月末日での調査（大阪府社会部報告第二一四号「本市に於ける救護状況調査」）である。

この時点で釜ヶ崎は今宮第一方面に編入されているがその救護世帯は一五九で居宅救護は七一、収容救護は八八であった。大阪市全体では前者が二四五九、後者は一七二三で全体では四一七二世帯であった。今宮第一にあっては収容救護が居宅救護を上回っており、それが特徴の一つと言える。他の方面で居宅救護を収容救護が上まわっているのは済美第一、桜宮等一一方面（当時の市内には六十の方面が設置されていた）である。これらの方面（今宮第一を含めれば一二方面）における全救護世帯

にしめる収容救護世帯の割合は五八・四％であるが、今宮第一は五五・三％でやや低い。（なお最も高いのは堂島の八五・七％であるが、救護世帯自体が二一と少なくまた収容救護は全て「住居ナキ世帯」となっている）

この調査では住宅を自家所有・借家・借間・木賃宿其ノ他・住居ナキ世帯の五種としているが全体では「木賃宿其ノ他」は実数では六九（一・七％）であるが、今宮第一では一二（七・五％）となっている。

なお「木賃宿其ノ他」の世帯が救護対象となっている方面は今宮第一以外に一三あるが、うち九方面はすべて居宅救護の措置がとられている。すなわち収容救護の割合は三〇・四％である。今宮第一では五八・三％であり泉尾・三軒家では一〇〇％となっており、方面による違いが目につく。

収容救護の大半が「住居ナキ世帯」であったことは言うまでもない。全市の収容救護の七二・〇％を占めている。実数のみを挙げれば、この世帯が多い方面は築港（一一五）、市岡（七二）、今宮第一（六九）、恵美（五八）、春日出（四五）、九条第二（四四）である。本文でも触れたようにこの調査が実施された年の前年九月にはいわゆる関西大風水害があり、その影響が築港・市岡方面での救護世帯それ自体や「住居ナキ世帯」の多さの

背景をなしているわけである。

因みにこれを区別で見ると、港区二四六、此花区一四六、北区一三八、西成区一二四、浪速区一一〇となっている。

今ひとつ注目されるのはカード世帯と救護世帯との関係である。第一種カード世帯に対する救護世帯の百分比では全体は六〇％であるが、百分を越えている方面もある。すなわち第一種カード世帯以外をも救護の対象とした方面は清堀（一〇六％）、船場（一一七％）等一二方面もあるが、人員別の割合ではせいぜい六〇％前後であり、世帯員全員が対象となっているわけではない。なお今宮第一は二九％であった。

また第一種、第二種の全カード世帯に対する百分比では全体で一九％となっている。（今宮第一は一一％）ただここでも船場の百分、上町の六十％あるいは中本第一の五％、長柄の六％等と方面による違い・・・カード世帯の総数とも関連があるが・・・がきわめて顕著である。

なお今宮第一方面の救護者数は二五七人であるから一世帯当たり一・六人となる。先に示したように「木賃宿其ノ他」の住居の世帯は一二であるので一九・四人が救護の対象者ということになる。「大阪市統計書」によれ

ば一九三五年の今宮署管内の年間簡易宿泊者総数は一九万九一六三人であるので、きわめて大まかではあるが、その救護率は〇・五九％となる。なお全市の百部比は〇・二二％であるので、二倍以上ということになる。カード世帯に対する救護法適用の低さを考慮に入ればこの数字はなお低すぎると言うべきであろう。なお釜ヶ崎における救護層の特質を明かせる作業は今後の課題としたい。

*階級制について

一八八五（明治一八）年高瀬真卿によって創設された私立予備感化院（翌年には東京感化院と改称）の一九〇三（明治三六）年の「東京感化院家族通則」（入院児童は家族生と称した）では、家族生は一等から二等に分類されそれぞれ成績に応じて昇等させ原則として退院は五等以上の者が対象になったと言われている。（吉田等共著「人物でつづる近代社会事業の歩み」参照）

なおこれは階級制とは言い難いが一八九七（明治三十）年二月の内務省訓令第五号「在監人行状調査及賞罰規定」によれば刑期の長短により、それを四〇五期の調査期に分け、その行状によって調査期を短縮（最大限半分であった）することができた（第三条）。その行状とは

第六条によれば①獄則及規律の遵守②親属及故旧に対する思念③教誨及教育④作業⑤衛生であった。なおこの行状による刑期の短縮は「初犯ノ囚人情状憫諒スヘキ者ニシテ行状ノ善良ナルトキ」(第三条)とあるように「初犯者」に限定されていた。

*明治期の人足寄場について

これについては「人足寄場史」中の「人足寄場と石川島監獄」(重松一義)に詳しい。

人足寄場は一八六八(明治元)年二月には江戸の「鎮台府」下の市政裁判所会計局に属することになるものの同年一二月には東京府所轄となる。しかし七〇(明治三)年には刑部省に引き渡され、名称も「徒場」と改められる。

その後一八九五(明治二八)年巢鴨監獄支署落成まで石川島徒場(一八七〇〜七五年)、石川島監獄署(一八七五〜八四年)、同分署(八四〜九五)と変遷しつつも存続するが、その意義として重松は①不平等条約改正のための近代的監獄の成立の母体となったこと、②行刑上我国監獄近代化の原型となったこと、③首都の政治監獄として保安処分的役割を果たしたこと(一八七二〜八七年までの間に国事犯を一七八四名収容した)を指摘し

ている。

*救貧協力社

これは一八七八(明治二一)年二月八日の大坂日報で報じられたもので、同紙社主鶴野金兵衛等を發起人とした救貧団体である。その趣旨は「窮民ヲ救助スル」と、すなわち「仁ノ道」を行うについて「仁ニ過クルハ却テ人ヲ怠惰ニ導キ不仁ニ陥ルノ恐れアリ仁ヲ成スノ方法豈ニ□マサル可ケンヤ」として仮社則(全一一項)を設けて「仁」を行うというものである。

その方法は有志より一ヶ月三錢を募集しそれを大坂日報・同新報・同新聞に掲載された「鰥寡孤独ノ貧困者」に施恵するというものであるが、それについては実地探訪を実施することになっていた。その施恵の金額は五十錢以上一円以下とされていた。

なおこれらによって規定された施恵は次の第三項によって大きな制約をもっていた。これがこの時期の救貧観を如実に示している。

すなわち、

貧困ノ人物タリトモ品行不正ナル者及ヒ一家族強壯勞役ニ堪ユルモノニシテ怠惰ナル者ニハ施恵セサルヘシ

このような団体の具体的な活動についてはこれ以上の事は現状では不明であるが、従来の地域における相互扶助体制の解体がその背景の一つとなっていることは指摘できようし、またそれが儒教的な理念「仁」によって担われていることも看過できないが、より重要と思われるのはこのような動きがこの時点における恤救規則の不十分性を照射していることである。先に引用した仮社則第三項は恤救規則のイデオロギーと何ら変わりはないのである。

*方面カード世帯の動向

一九二〇年から二八年までの今宮方面のカード世帯の推移は表一の通りである。

第一に指摘されるのは同地域の全世帯数は一貫して増加していることである。二〇年と比較すれば二倍になっているのに対して、第二に第一種及び第二種の全カード世帯は増減を繰り返しながらも二〇年と二八年を比較すれば同じく二倍になっていることである。また注目されるのは二四、二五年には二〇年を百とすれば一〇八、七九となって最低となっていることである。(二五年の第二種カード世帯の記載は誤記であろう、七九という数字は前後の年の数値、一世帯当たりの人員の平均から割り

だしたものであって、一世帯当たりの平均人員を四・一人とするならば二五年の第二種カード世帯は二七八となる。

このように二四、二五年がカード世帯人員ともこの期間の最低をなすのは全体的な動向でもある。すなわち第二次市域拡張によって成立する大阪市内(今宮町も当然含まれる)に二一年の時点で設置されていた方面内の全カード世帯の動向として二一、二四、二五年までは一貫して低下し、その後増加に転じているのである。二一年を百とすれば二四、二五年は七〇・〇であり、二八年には九三・二となっている。

もとより、方面が設置されていない地域にも困窮者は生活しており(そのため二四年には生野村、二五年には堺市、二七年には岸和田市、二八年には十三、住吉にもそれぞれ方面が設置されている)、また方面委員によって捕捉されないケースもあったと思われる(当然の事ながらカード世帯の認定基準についても問題はあがある)が一定の動向を反映していると思われる。

さらに、注目すべき点もある。二一年から二八年の動向(この期間について検討するのはそれ以前の方面については廃止・創設が種々あるためである、なおこの期間新規に設置された生野・十三・住吉は考慮に入れないこ

表 2 今宮方面の委員一覧

居住地区		一九二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八
東入船	岩間繁吉 山本宇太郎 植田弥寿慶 高木伊佐吉 住谷梅太郎	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
①	坂上英夫 井辺栄一		○	○	○	○	○	○	○	○
②	浜田吉二郎 四谷福松	○	○	○	○	○	○	○	○	○
③	田中鶴吉	○	○	○	○	○	○	○	○	○
④	斎藤順次郎 浦上谷次郎	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑤	梅本乙次郎 福田浜五郎 岡村治三郎	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
⑥	薦重太郎			○	○					
⑦	四宮九平 松岡金太郎		○	○	○	○	○	○	○	○
⑧	畚野清吉		○	○	○	○	○	○	○	○
⑨	柴喜太郎		○	○	○	○	○	○	○	○
⑩	広岡為治			○	○	○	○	○	○	○
⑪	野口安五郎 野口昇 岸岡亀之助	○ ○	○ ○	○ ○	○		○	○	○	○
⑫	久保谷定次郎	○	○	○	○					
⑬	伊原勝太郎 岩崎弥一郎 真本儀保 小川竹次郎	○ ○	○ ○							
⑭	広江武蔵	○								
⑮	真鍋喜太郎 小寺正吾 佃市蔵	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
⑯	長谷茂扁 尾上亨二 南雲清次郎 斎藤善吉	○		○	○	○	○	○	○	○
⑰	源島泰一 安福敏昭	○	○							

- ①・・・東四条
②・・・三日路
③・・・今池
④・・・南開
⑤・・・鶴見橋北
⑥・・・鶴見橋
⑦・・・松通
⑧・・・長橋通
⑨・・・梅通
⑩・・・旭南
⑪・・・南吉田
⑫・・・東田
⑬・・・今宮(字名)
⑭・・・木津(字名)
⑮・・・今宮習
⑯・・・今宮町役場
西成区役所
⑰・・・今宮第二・三
小学校

*⑯では28年の長谷の
肩書は戸籍係長とな
っているが、それ以
外は全て書記となっ
ている。おそらく全
て戸籍ないしは救済
担当者であったと思
われる。

*⑰では20年の安福の
肩書は今宮第三小の
校長であり、21年の
れは第二小の校長と
なっており、源島が
第三小の校長となっ
ている。

とにする)を旧市域、旧西成郡、旧東成郡の三グループに分けて比較したのが表三である。括弧内は構成比である。二一年を百とした場合、旧市域は二八年には七六・四となっているのに対して、旧西成郡では一一〇・八、旧東成郡では一九〇・五となっており、旧郡部(いわゆる接続町村)におけるカード世帯の増加は決定的である。それはまた構成比によっても明かである。旧市域は五割近くまでその比重を低下させているのに対して旧郡部の増加は顕著である。このような変動の背景にはいわゆる接続町村の工場建設等による人口増加が当然のことながら指摘されねばならない。